議案第７７号

八幡浜市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

標記条例を次のように制定する。

令和２年１１月２７日提出

八幡浜市長　大　城　一　郎

記

八幡浜市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（八幡浜市職員の給与に関する条例の一部改正）

第１条　八幡浜市職員の給与に関する条例（平成１７年条例第４６号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（期末手当） 第１９条　（略） ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の１２５を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　（略） ３　再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２５」とあるのは「１００分の７２．５」とする。 ４～６　（略）	（期末手当） 第１９条　（略） ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の１３０を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　（略） ３　再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１３０」とあるのは「１００分の７２．５」とする。 ４～６　（略）

第２条　八幡浜市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（期末手当） 第１９条　（略） ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の１２７．５を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	（期末手当） 第１９条　（略） ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の１２５を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4)　（略） ３　再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２７．５」とあるのは「１００分の７２．５」とする。 ４～６　（略）	(1)～(4)　（略） ３　再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２５　」とあるのは「１００分の７２．５」とする。 ４～６　（略）

（八幡浜市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第３条　八幡浜市特別職の職員の給与に関する条例（平成１７年条例第４３号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ただし、改正前の欄に掲げる規定で改正後の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削るものとする。

改正後	改正前
（期末手当） 第５条　（略） ２　期末手当の額は、第３条の別表に規定する給料月額及び給料月額に１００分の１５の割合を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第１９条第２項中「１００分の１２５」とあるのは、「１００分の１６５」とする。	（期末手当） 第５条　（略） ２　期末手当の額は、第３条の別表に規定する給料月額及び給料月額に１００分の１５の割合を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第１９条第２項中「１００分の１３０」とあるのは、「１００分の１７０」とする。
附　則 この条例は、平成１７年３月２８日から施行する。	附　則 １　この条例は、平成１７年３月２８日から施行する。 ２　平成１８年４月１日から平成１８年４月３０日までの間における市長の給料月額については、第３条の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額の１００分の１０に相当する額を減じて得た額とする。 ３　平成１９年４月１日から平成１９年４月３０日までの間における市長の給料月額については、第３条の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額の１００分の１０に相当する額を減じて得た額とする。 ４　平成２１年６月に支給する期末手当に関する第５条第２項の規定の適用については、同項中「「１００分の１４０」とあるのは「１００分の１６０」」とあるのは「「１００分の１２５」とあるのは「１００分の１４５」」とする。 ５　平成３０年１月１日から平成３０年１月３１日までの間における市長及び副市長の給料月額については、第３条の規定にかかわらず、それぞれ同条に規定する額から当該額の１００分の１０に相当する額を減じて得た額とする。

第４条　八幡浜市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（期末手当） 第５条　（略） ２　期末手当の額は、第３条の別表に規定する給料月額及び給料月額に１００分の１５の割合を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第１９条第２項中「１００分の１２７．５」とあるのは、「１００分の１６７．５」とする。	（期末手当） 第５条　（略） ２　期末手当の額は、第３条の別表に規定する給料月額及び給料月額に１００分の１５の割合を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第１９条第２項中「１００分の１２５」とあるのは、「１００分の１６５」とする。

（八幡浜市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正）

第５条　八幡浜市議会議員の議員報酬等に関する条例（平成２０年条例第３１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ただし、改正前の欄に掲げる規定で改正後の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削るものとする。

改正後	改正前
（期末手当） 第５条　（略） ２　期末手当の額は、第２条に規定する議員報酬月額及びその額に１００分の１５の割合を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第１９条第２項中「１００分の１２５」とあるのは、「１００分の１６５」とする。 附　則 この条例は、平成２０年９月１日から施行する。	（期末手当） 第５条　（略） ２　期末手当の額は、第２条に規定する議員報酬月額及びその額に１００分の１５の割合を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第１９条第２項中「１００分の１３０」とあるのは、「１００分の１７０」とする。 附　則 １　この条例は、平成２０年９月１日から施行する。 ２　平成２１年６月に支給する期末手当に関する第５条第２項の規定の適用については、同項中「「１００分の１４０」とあるのは「１００分の１６０」」とあるのは「「１００分の１２５」とあるのは「１００分の１４５」」とする。

第６条　八幡浜市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（期末手当） 第５条　（略） ２　期末手当の額は、第２条に規定する議員報酬月額及びその額に１００分の１５の割合を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第１９条第２項中「１００分の１２７．５」とあるのは、「１００分の１６７．５」とする。	（期末手当） 第５条　（略） ２　期末手当の額は、第２条に規定する議員報酬月額及びその額に１００分の１５の割合を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第１９条第２項中「１００分の１２５」とあるのは、「１００分の１６５」とする。

（八幡浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第７条　八幡浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成２７年条例第４号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（八幡浜市職員の給与に関する条例の適用除外等） 第８条　（略） ２　特定任期付職員に対する給与条例第２条第１項、第１５条の２第１項及び第２項、第１７条の２並びに第１９条第２項の規定の適用については、同条例第２条第１項中「及び勤勉手当」とあるのは「、特定任期付職員業績手当及び勤勉手当」と、同条例第１５条の２第１項中「管理職手当を支給される職員（以下「管理職手当受給職員」」とあるのは「管理職手当を支給される職員及び八幡浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成２７年条例第４号）第７条第１項に規定する給料表の適用を受ける職員（以下「管理職手当受給職員等」」と、同条例第１５条の２第２項中「管理職手当受給職員」とあるのは「管理職手当受給職員等」と、同条例第１７条の２中「第８条の３第１項に規定する職員」とあるのは「第８条の３第１項に規定する職員及び八幡浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第７条第１項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第１９条第２項中「１００分の１２５」とあるのは「１００分の１６５」とする。 ３～５　（略）	（八幡浜市職員の給与に関する条例の適用除外等） 第８条　（略） ２　特定任期付職員に対する給与条例第２条第１項、第１５条の２第１項及び第２項、第１７条の２並びに第１９条第２項の規定の適用については、同条例第２条第１項中「及び勤勉手当」とあるのは「、特定任期付職員業績手当及び勤勉手当」と、同条例第１５条の２第１項中「管理職手当を支給される職員（以下「管理職手当受給職員」」とあるのは「管理職手当を支給される職員及び八幡浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成２７年条例第４号）第７条第１項に規定する給料表の適用を受ける職員（以下「管理職手当受給職員等」」と、同条例第１５条の２第２項中「管理職手当受給職員」とあるのは「管理職手当受給職員等」と、同条例第１７条の２中「第８条の３第１項に規定する職員」とあるのは「第８条の３第１項に規定する職員及び八幡浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第７条第１項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第１９条第２項中「１００分の１３０」とあるのは「１００分の１７０」とする。 ３～５　（略）

第８条　八幡浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（八幡浜市職員の給与に関する条例の適用除外等） 第８条　（略） ２　特定任期付職員に対する給与条例第２条第１項、第１５条の２第１項及び第２項、第１７条の２並びに第１９条第２項の規定の適用については、同条例第２条第１項中「及び勤勉手当」とあるのは「、特定任期付職員業績手当及び勤勉手当」と、同条例第１５条の２第１項中「管理職手当を支給される職員（以下「管理職手当受給職員」」とあるのは「管理職手当を支給される職員及び八幡浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成２７年条例第４号）第７条第１項に規定する給料表の適用を受ける職員（以下「管理職手当受給職員等」」と、同条例第１５条の２第２項中「管理職手当受給職員」とあるのは「管理職手当受給職員等」と、同条例第１７条の２中「第８条の３第１項に規定する職員」とあるのは「第８条の３第１項に規定する職員及び八幡浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第７条第１項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第１９条第２項中「１００分の１２７．５」とあるのは「１００分の１６７．５」とする。 ３～５　（略）	（八幡浜市職員の給与に関する条例の適用除外等） 第８条　（略） ２　特定任期付職員に対する給与条例第２条第１項、第１５条の２第１項及び第２項、第１７条の２並びに第１９条第２項の規定の適用については、同条例第２条第１項中「及び勤勉手当」とあるのは「、特定任期付職員業績手当及び勤勉手当」と、同条例第１５条の２第１項中「管理職手当を支給される職員（以下「管理職手当受給職員」」とあるのは「管理職手当を支給される職員及び八幡浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成２７年条例第４号）第７条第１項に規定する給料表の適用を受ける職員（以下「管理職手当受給職員等」」と、同条例第１５条の２第２項中「管理職手当受給職員」とあるのは「管理職手当受給職員等」と、同条例第１７条の２中「第８条の３第１項に規定する職員」とあるのは「第８条の３第１項に規定する職員及び八幡浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第７条第１項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第１９条第２項中「１００分の１２５」とあるのは「１００分の１６５」とする。 ３～５　（略）

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条、第４条、第６条及び第８条の規定は、令和３年４月１日から施行する。

提案理由

人事院勧告に準じ、八幡浜市の職員、特別職の職員、市議会議員及び一般職の任期付職員の期末手当の支給割合を変更するため。